

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、丸亀市綾歌町土地改良区が土地改良事業（集落営農推進生産基盤整備事業（農道改修事業）片山地区）を行うことについて平成26年12月26日認可した。

平成27年1月9日

香川県知事 浜田惠造